

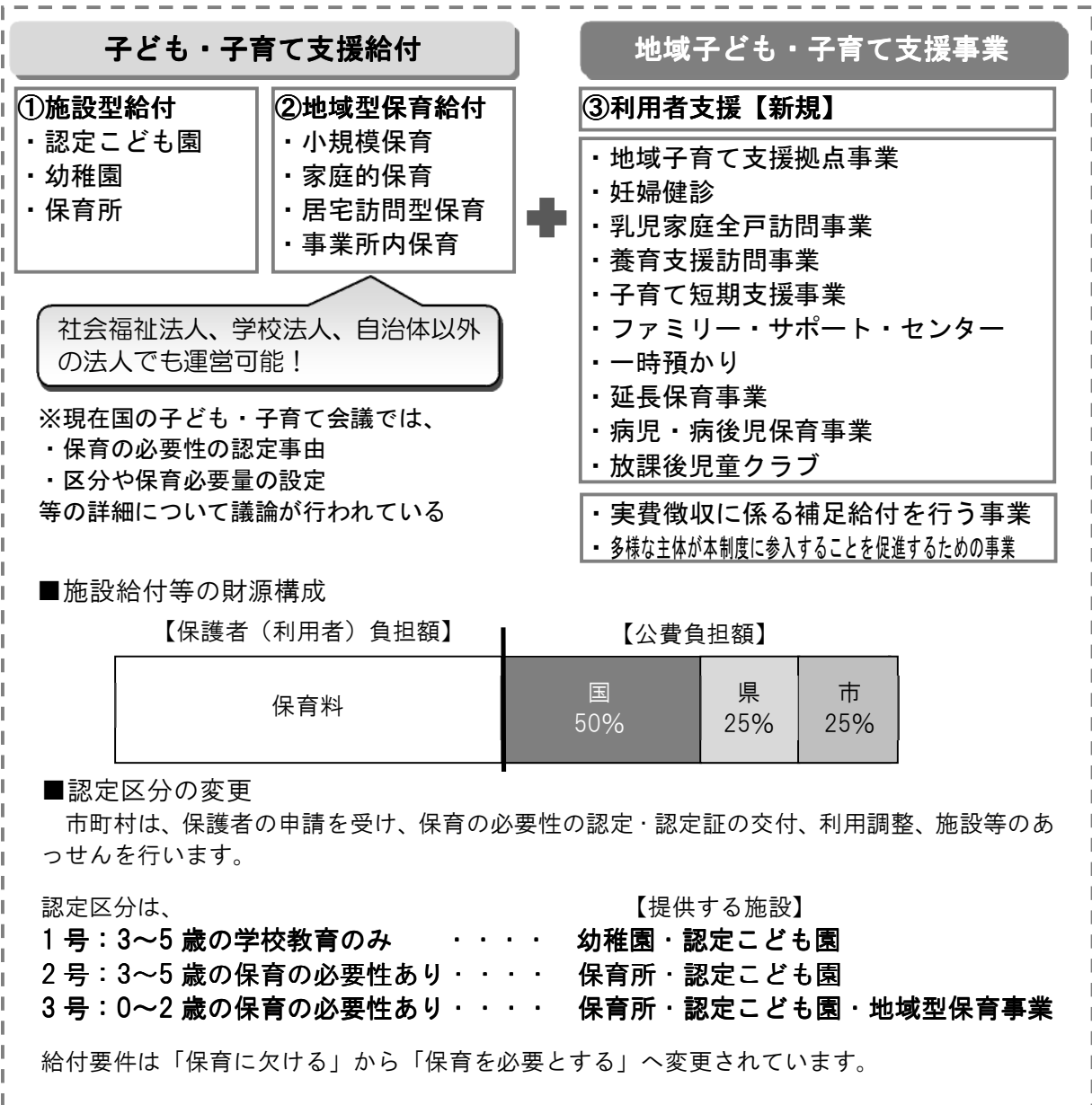
子ども・子育て支援事業に関する補足資料

1. 子ども・子育て支援法のポイント

ア) 趣旨

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設、地域の子ども・子育て支援の充実のための所要の措置を講ずる。

イ) 給付・事業の全体像



POINT

- 保育所は保育所委託運営費、幼稚園は私学助成・幼稚園就園奨励費、認定こども園には保育所部分と幼稚園部分それぞれに安心こども基金から運営に関する費用が支払われていたが、施設型給付が創設されることで一本化される
- 教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、小規模保育や家庭的保育なども市町村による認可事業とし、地域型給付を創設することで、保育サービスを拡充し、待機児童の解消を図ることを目的としている

2. ニーズ調査のポイント



区域設定を想定して利用ニーズを把握する

→大和郡山市における区域設定や地区の保育ニーズ把握を詳細に把握するため、利用している、利用を希望している保育サービスの位置関係など、子どもを預ける保護者の状況を把握する



現行の取り組みに対する“選ぶ基準”や“ニーズ”の把握

→現況のサービスを選ぶ基準・支援へのニーズの把握はもちろん、地域住民に対する施策の満足度と重要度を把握し、今後の市において必要な子育て施策の重点的内容の検討に活用する



独自設問案の作成（任意箇所）

→国の設問はニーズに集中しており、量を聞くものが多いため、市としての施策の検討に活かす

3. 事業量の算出

目標事業量については、次世代育成支援行動計画（後期計画）における体制整備の進捗や前回調査との経年比較、利用者の地理的な実情などの検証を行い、基礎数値に補正をかけていき、市としての現状をふまえた「量の見込み」を設定し、「確保の内容」「実施時期」を記載します。

■「幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及び実施時期」のイメージ

	1年目			2年目			3年目		
	1号 (3-5歳教育のみ)	2号 (3-5歳保育の必要性あり)	3号 (0-2歳保育の必要性あり)	1号 (3-5歳教育のみ)	2号 (3-5歳保育の必要性あり)	3号 (0-2歳保育の必要性あり)	1号 (3-5歳教育のみ)	2号 (3-5歳保育の必要性あり)	3号 (0-2歳保育の必要性あり)
①量の見込(必要利用定員総数)	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育園(教育・保育施設)		80人	300人	200人	150人	300人	200人	150人
	地域型保育事業		20人			30人			50人
②-①	0	0	▲100人	0	0	▲20人	0	0	0

■地域子ども・子育て支援事業:「教育・保育提供区域」別、「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」のイメージ

	1年目	2年目	3年目
地域子育て支援拠点事業			
①量の見込	3,000(10か所)	3,000(10か所)	3,000(10か所)
②確保の内容	3,000(10か所)	3,000(10か所)	3,000(10か所)
②-①	0	0	0

【参考】市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項

(第1回会議資料「子ども・子育て支援新制度について」より)

子ども・子育て支援の意義

- ◎子ども・子育てビジョン、子ども・子育て関連3法の趣旨など、計画策定の意義

幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

- ◎幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的考え方（基本理念など）
- ◎子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携・協働体制

子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項（事業計画作成指針）

- ◎子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項
- ◎幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業についての現在の利用状況、利用希望
- ◎市町村間の調整、県との協議・調整について

必須記載事項

- ◎教育・保育提供区域の設定
- ◎各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期
- ◎地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期
- ◎幼児期の学校教育・保育の一体的提供、当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

任意記載事項

- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
 - ・児童虐待防止対策の充実
 - ・ひとり親家庭の自立支援の推進
 - ・障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携
 - ・仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
 - ・仕事と子育ての両立のための基盤整備

計画の推進にあたって

- 計画の推進への定期的な点検・評価について
- 地方版子ども・子育て会議（本会議）の役割と運営について